



横刑発第1533号
令和4年6月6日

あ て 先	矯 正 局 長 殿 東 京 矯 正 管 区 長	発 信 人	横 浜 刑 務 所 長
自殺既遂事案について			
<p>1 事故発生日及び概要</p> <p>令和4年6月4日（土）午前2時2分頃、[redacted]のため [redacted] [redacted]に収容中の [redacted] 受刑者 [redacted]（以下「事故者」という。）が、白色タオル（ [redacted]、長さ85センチメートル、幅35センチメートル）の両端を結んで輪状にしたものを洗面台の蛇口に掛け、その輪の中に首を入れて両足を投げ出し、座り込むような姿勢で垂下しているのを同階巡回勤務中の看守 [redacted]（以下「 [redacted] 看守」という。）が発見し、直ちに非常ベル通報した。</p> <p>同時4分頃、同所へ急行した副看守長 [redacted]（以下「 [redacted] 副看守長」という。）ほか2名が入室し、事故者の身体を抱え上げて同タオルから首を外し、布団に仰臥させ、直ちに看守 [redacted] が事故者の身体にAEDを装着して作動させたが、電気ショックは不要であり、心臓マッサージ等を行うようにとのガイダンスが流れたことから、心臓マッサージ等の救命措置を講じるとともに、 [redacted] 副看守長が夜勤事務係看守 [redacted]（以下「 [redacted] 看守」という。）に救急車の出動要請を指示し、同時7分、 [redacted] 看守が119番通報して救急車の出動を要請した。</p> <p>同時16分、救急車が当所に到着し、同時19分、同居室に到着した救急隊員が当所職員と交代して事故者に対する救命措置を開始した後、同時25分、同隊員らが事故者を救急車に搭載し、同時32分、救急車が当所を出発、 [redacted] 病院に搬送し、同時58分、同病院に到着した。</p> <p>同日午後8時45分、同病院の医師により、事故者の死亡が確認された。</p> <p>2 事故者身分等</p> <p>(1) 身分 [redacted] 受刑者</p> <p>(2) 氏名 [redacted]</p> <p>(3) 生年月日 [redacted]</p> <p>(4) 罪名 [redacted]</p> <p>(5) 刑名、刑期 [redacted]</p> <p>(6) 刑の起算日 [redacted]</p> <p>(7) 刑の終了日 [redacted]</p>			

視察した際、本人が外窓側を向き布団上に安座していたことを確認している（最終生存確認）。

(3) 当所入所（）時、自殺危険判定をしたところ、


と判定していた。

(4) 

(5) 報道機関による取材及び報道
同月 6 日午前 9 時現在、なし